## 科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号: 13801 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2011~2013 課題番号: 23730020

研究課題名(和文)憎悪表現規制に関する比較憲法学的考察

研究課題名(英文) A Comparative Constitutional Analysis of Hate Speech Regulation

研究代表者

小谷 順子 (Kotani, Junko)

静岡大学・人文社会科学部・教授

研究者番号:40359972

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,500,000円、(間接経費) 450,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、アメリカとカナダにおける憎悪表現の規制をめぐる憲法論争のうちの日本国内における検証が不十分な諸課題を検証したうえで、アメリカの議論のいかなる部分を日本に導入しうるのかを検討した。本研究を通して、集団誹謗の概念等に基づく法規制の導入の困難さを確認したほか、アメリカ連邦最高裁の憎悪表現規制違憲判決として知られるRAV判決の法廷意見の形成には複雑な経緯があったものの先例としての地位は維持されることを確認した。また、カナダの人権法による憎悪表現規制が廃止された経緯も検証した。さらに、日本における憎悪表現規制に関する論点の検証も行い、アメリカの議論を概ね準用しうることを確認した。

研究成果の概要(英文): I analyzed the controversies over the constitutionality of hate speech regulation in the United States and Canada in order to determine which segments of the legal theories in these countries could be applied in Japan. Through this research I discovered that regulating group defamation would conflict with freedom of speech in the United States. I also analyzed the legal arguments made by the Justices to form the opinion of the Court in R. A. V. v. City of St. Paul, 505 U.S. 377 (1992). I analyzed the movement in the Canadian Parliament which led to abolishing the hate speech provision in the Canadian Human Rights Act. I have concluded that there is much we could learn from the case laws and legal theories of the two countries which uphold the concept of freedom of speech.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 法学・公法学

キーワード: 憲法 アメリカ憲法 カナダ憲法 比較憲法 表現の自由 ヘイト・スピーチ 憎悪表現

#### 1.研究開始当初の背景

人種差別を煽動する憎悪表現(ヘイト・スピーチ)の法規制を求める人種差別撤廃条約第4条の下、欧州諸国は憎悪表現を規制する法律を導入しているが、日米両国は、憎悪表現の規制は表現の自由の保障に反するという理解に立って同条約4条を留保しており、憎悪表現を規制する法律を制定していない。

ところで、表現の自由に関する判例法の展開は日米両国で大幅に異なっているにも関わらず、なぜ両国の憎悪表現の規制に関する別例法の特色は、表現の自由の絶対性を表現の自由の絶対性を表現の自由を許容に基づけないる。この表現にあると位置ではさまである。このような両国のにはさまでで、日本において、増悪表現の自由の保障の下では表現の自由の保障の下でいる。ででは表現の自由の保障の下でいる。ででは表現の自由の保障の下でいるのとして理解されるに至っているのとして理解されるに至っているのか。

この問題意識を出発点として、本研究では、 米国およびカナダにおける憎悪表現規制に 関する研究代表者のこれまでの研究成果を ふまえ、米国の憎悪規制をめぐる憲法論争を 再検証した上で、米国の議論のいかなる部分 を日本に導入しうるのかを見極め、日本国内 の議論に新たな視点を提供することをめざ した。

### 2.研究の目的

本研究は、米国の憎悪規制の規制をめぐる 憲法論争のうちの日本国内における検証が 不十分なふたつの課題(集団誹謗の概念の展 開と意義(【課題1】、連邦最高裁の重要判例 の法廷意見の形成過程(【課題2】))を検証 し、米国の議論のいかなる部分を日本に導入 しうるのかを見極めること(【課題3】)を通 して、日本国内の憎悪表現の規制をめぐる議 論や表現の自由の法理の展開に新たな視点 を提供することをめざして実施した。

### 3.研究の方法

 悪思想の規制を意図しつつも行為規制の外観を有する覆面着用禁止法の合憲性を分析したほか、カナダの連邦最高裁の諸判決(憎悪表現をその表現内容に基づいて規制することを合憲とした諸判決)の分析および米国判例との比較検討も行ってきた。

これらの研究成果をふまえ、本研究では、 【課題1】米国の「集団誹謗(group libel)」 概念の再検証、【課題2】連邦最高裁の憎悪 表現規制の判例法の形成過程の分析、【課題 3】米国の憎悪表現規制をめぐる議論の日本 への応用可能性の検討、を行なった。

本研究においては、これまでの調査・研究で収集した資料を最大限活用しつつ、【課題1】および【課題3】については、通常のアメリカ法研究の手法に則り、オンラインの各種法律情報提供サービス(LexisNexis およびHeinOnline)を利用して新たな判例や論文を調査・検証したほか、新たに購入した書籍も閲覧した。一方、【課題2】については、主にアメリカ連邦議会図書館所蔵の「Harry A. Blackmun Papers」の原本を閲覧・複写したうえで、分析・検証を行った。

#### 4.研究成果

### (1)平成 23 年度

当該年度には、まず、1940年代から現在までのアメリカにおける憎悪表現規制に関する判例および学説の展開を検証した論文「アメリカにおけるヘイトスピーチ規制」(駒村圭吾・鈴木秀美編著『表現の自由 I 状況へ』(2011)収録)を発表した。さらに、上記論文およびその他の従前の自己の研究成果を踏まえ、アメリカにおける憎悪表現規制をめぐる議論のうち、【課題1】の「集団誹謗(group libel/defamation)」の概念に基づく表現規制の合憲性をめぐる議論に焦点を当てた研究を行った。

「集団誹謗」とは、個人ではなく人種・宗 教的な集団全体を攻撃する名誉毀損表現を 意味し、1942年のリースマン教授の論文 David Riesman, Democracy Defamation: Control of Group Libel, 42 Colum. L. Rev. 727(1942)) で紹介された概 念である。このような集団誹謗の概念につい ては、かつて、「集団」への帰属の重要性等 に照らして規制を正当化する見解が唱えら れたほか、一部の州および地方自治体におい て集団誹謗罪の規定が設けられたが、こうし た規制は合衆国憲法修正一条の表現の自由 の保障に反するとの批判も有力に唱えられ てきた。連邦最高裁は、人種・宗教的集団に 対する集団誹謗罪の規定の合憲性の争われ たボハネイ判決 (1952年) において集団誹謗 罪の規定を合憲と判断したが、以後の判例法 のなかでこうした規定の合憲性を黙示的に 否定してきた。一方、近年、新たな集団誹謗 規制肯定論 (Jeremy Waldron, Dignity and Defamation: The Visibility of Hate, 123 Harv. L. Rev. 1596 (2010)) が唱えられて

おり、それによると、集団誹謗罪の保護法益を個人の名声を超えた「公序」の要素としての「個人の市民的尊厳」として位置づけることで、規制が合憲となる可能性があるという。本研究では、こうした集団誹謗の概念の歴史的経緯および今日的意味の検証を行った。

### (2)平成 24 年度

連邦最高裁は、1992年のRAV判決(R.A.V. v. City of St. Paul. 505 U.S. 377 (1992)) において、規制可能なカテゴリーの一つとさ れる「喧嘩言葉」に該当する憎悪表現を禁じ る条例を違憲と判断したが、翌 1993 年のミ ッチェル判決 (Wisconsin v. Mitchell, 508 U.S. 476 (1993))では、人種的憎悪を動機 とした犯罪に刑罰を加重する法律の合憲性 の判断に際し、規制対象が行為である点を強 調してRAV判決との差別化を図り、合憲の 判断を下した。両判決の判例法理は整合性に 欠けるとする批判が強く、とくにRAV判決 の法廷意見に対しては、当時の米国で進行し ていた P C (ポリティカル・コレクトネス) の風潮を嫌悪した判事による政治的意見の 表明であるであるとの批判が結果同意意見 のなかで述べられたほどであるが、それでも なお、RAV判決は憎悪表現規制を違憲と判 断した先例としての地位を確立し、今日まで 米国において憎悪表現そのものを規制する 立法は憲法上許されないものと理解されて いる。

【課題2】の研究では、上記2判決に関する連邦最高裁の内部資料である「Harry A. Blackmun Papers」(法廷意見の初校から最終校までの原稿を含む各種資料)を分析し、両判決の法廷意見およびRAV判決の結果同意意見の成立過程を検証することを通して、両判決の先例としての位置づけと射程とを再検証した。

本研究における法廷意見の形成過程の検証の結果、RAV判決の当初の法廷意見は、憎悪表現規制を合憲と判断する余地をが分かった。そして、ホワイト判事が法廷意見したが分ので、全面違憲論を展開した。そので、全面違憲論を展開した。五リア判事を支持するに至り、成した、治理をでは、大力の、違憲判決として発表されたことにより、違憲判決として発表されたことにより、違憲判決として発表されたことにより、違憲判決として発表されたことにより、違憲、という側面も有していることが分かった。

当該研究成果は、論文「連邦最高裁における法廷意見の形成過程 憎悪表現規制に関する R.A.V. v. City of St. Paul 判決 」(小谷順子・新井誠・山本龍彦・葛西まゆこ・大林啓吾編著『現代アメリカの司法と憲法理論的対話の試み』(2013)収録)において発表した。

さらに、当該年度は、カナダにおける憎悪表現規制についての研究も行った。同国の連邦法では、刑法と人権法の双方で憎悪表現を規制しており、両者とも連邦最高裁で合憲と判断されているが、その後の状況の変化に伴い、人権法の規制は廃止されるに至る。当該研究の成果は、平成24年11月に開催された国際人権法学会において報告した。

#### (3)平成 25 年度

当該年度には、上述の学会報告をふまえた研究成果を、論文「カナダにおける憎悪表現規制 国内人権機関の役割 」としてまとめ、学会誌『国際人権』第 24 号において発表した。さらに、カナダの連邦人権法が廃止されるに至った際の議論を概観しつつ、同国の状況と、一般的な憎悪表現規制を違憲とするり、例法を有するアメリカの状況とを比較した研究成果を、「アメリカとカナダの違いに学ぶへイトスピーチ規制の法律と判例」と題する記事にまとめ、雑誌『ジャーナリズム』第 282 号において発表した。

また、当該年度には、アメリカ社会におけ る典型的な憎悪表現である十字架を燃やす 行為の規制を合憲と判断したアメリカ連邦 最高裁のブラック判決 (2003年) に着目した 研究も行った。連邦最高裁は、前述のとおり 一般的な憎悪表現規制をRAV判決で違憲 と判断した一方で、十字架を燃やす行為を明 文で規制する州法の合憲性については、RA V 判決の争点の規定との差別化を図り、合憲 と判断している。この 2003 年判決に焦点を 当てつつ、先例との関係や射程を分析した研 究成果を、「十字架を燃やす行為の規制をめ ぐる憲法問題 The Story of Virginia v. Black, 538 U.S. 343 (2003)」と題する論文 にまとめ、大沢秀介・大林啓吾編『アメリカ 憲法判例の物語』(2014)において発表した。

さらに、当該年度には、日本国内における 憎悪表現規制について、現行法制下における 規制可能性を確認したうえで、京都の朝鮮学 校に対する憎悪表現をめぐる一連の刑事お よび民事判決を検証しつつ、アメリカおよび カナダの議論をふまえた分析を行った研究 成果を、「日本国内における憎悪表現(ヘイトスピーチ)の規制についての一考察」と題 する論文にまとめ、慶應義塾大学紀要『法学 研究』第 87 巻 2 号 (2014) において発表し た。

### 5 . 主な発表論文等

#### 〔雑誌論文〕(計3件)

小谷順子「日本国内における憎悪表現(ヘイトスピーチ)の規制についての一考察」法学研究(査読無)87巻2号(2014)pp.385-412

<u>小谷順子</u>「アメリカとカナダの違いに学ぶ ヘイトスピーチ規制の法律と判例」ジャーナ リズム(査読無)282号(2013) pp.58-65

<u>小谷順子</u>「カナダにおける憎悪表現規制 国内人権機関の役割 」国際人権(査読無) 24号(2013) pp.48-52

### [学会発表](計1件)

小谷順子「カナダにおける憎悪表現規制 国内人権機関の役割 」国際人権法学会 (2012 年 11 月 10 日、慶應義塾大学)

### [図書](計3件)

大沢秀介・大林啓吾編『アメリカ憲法判例の物語』(2014)(小谷順子執筆箇所:「十字架を燃やす行為の規制をめぐる憲法問題-The Story of Virginia v. Black, 538 U.S. 343 (2003)---」pp.137-172)

小谷順子・新井誠・山本龍彦・葛西まゆこ・ 大林啓吾編『現代アメリカの司法と憲法 理論的対話の試み』(2013)(小谷順子執筆箇所:「連邦最高裁における法廷意見の形成過程 憎悪表現規制に関する R.A.V. v. City of St. Paul 判決 」pp.2-21)

駒村圭吾・鈴木秀美編『表現の自由 I 状況へ』(2011)(小谷順子執筆箇所:「アメリカにおけるヘイトスピーチ規制」pp.454-475)

# 6.研究組織

(1)研究代表者

小谷 順子(Kotani, Junko) 静岡大学・人文社会科学部・教授

研究者番号: 40359972